

# 議会運営委員会 R元・12・17(火)

開 会 9 : 5 9  
散 会 1 0 : 0 5

## 1. 石丸博議員の逝去について

逝去報告、黙祷について

議長より、石丸博議員の逝去が報告され、本日の本会議冒頭において黙祷を行いたいとの発言があり、その旨確認された。

会派所属議員変更について

議長より、石丸博議員の逝去に伴い、自由民主党より所属議員数を25人から24人に変更する会派所属議員変更届が提出された旨の報告があった。

## 2. 佐賀県議会議員の期末手当について

### (1) 佐賀県議会議員の期末手当について

理事会において協議した結果、資料1、1-2の条例案について、自民党、県民ネットワーク、自民党・鄙の会、SDGsの会、つなぐ会、佐賀讃花の会の議員が提出者となり、提出することが報告された。

### (2) 議員報酬等の一部改正条例(案)の取扱いについて

理事会における申し合わせのとおり、12月18日の本会議に上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

## 3. 委員長報告の順序について

「総務」「文教厚生」「農林水産商工」「県土整備・警察」の各常任委員会、12月16日に実質審議が行われた「スポーツ振興対策等特別委員会」の順と申し合わされた。

12月16日に開催された「佐賀空港・新幹線問題等特別委員会」、「有明玄海・原子力安全対策等特別委員会」は、継続審査手続きのみであるため、従来どおり、継続審査申出書による文書報告と申し合わされた。

## 4. 意見書案の調整状況について

川崎常博委員が調整中と報告された。

## 5. 最終日(12月18日)の議事について

### (1) 議案修正の有無について

各会派議案修正はないが、自由民主党が甲第43号議案に対する附帯決議(案)を提出すると報告された。

( 2 ) 議案・請願の討論の有無について

自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は日本共産党が討論ありと報告された。

## 6 . 次回議会運営委員会等の開催日時について

最終日( 1 2 月 1 8 日 ) の議会運営委員会の開催時間は午前 1 0 時、本会議の開議時間は午前 1 1 時目途と申し合わされた。

## 7 . その他

本日の本会議の開議時間は、1 2 月 6 日の議会運営委員会で、午前 1 1 時目途と決まっている旨が確認された。

## 8 . 執行部発言の有無

議第 号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

（佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部改正）

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、<u>同項中「100分の130」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」</u>とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

( 施行期日等 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

( 期末手当の内払 )

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

佐賀県議会議員の期末手当の額を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和元年 月 日提出

提出者 別紙